

[事案 30-161] 入院給付金支払請求

・平成 31 年 3 月 27 日 和解成立

<事案の概要>

入院給付金を請求したところ、約款所定の入院に該当しないことを理由に給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

うつ状態により約 2 か月入院したため、平成 21 年 11 月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、入院中の自動車の運転やタブレットの使用等を理由に、約款所定の入院には該当しないとして、給付金が支払われなかったが、以下の理由により、入院が必要な状態であったので、入院給付金を支払ってほしい。

- (1)入院時、自動車で病院に行ったのは、入院用の重い荷物を電車で運ぶことが困難であったため、主治医の許可を得ていた。また、入院中に自動車で帰宅したことも、病院の都合であり、主治医の許可を得ている。
- (2)タブレットは主治医の許可のもと、決められた時間と場所でのみ使用していた。
- (3)病院の外に出たのは、主治医の許可が出た試験外泊時のみである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、本入院は約款所定の入院には該当しないので、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は自身で車を運転しての入院であり、入院当初よりタブレットを使用可能であったもので、日常生活が困難なほどの緊張や不安がある状態とは認められない。
- (2)申立人は、入院から約 2 週間後には自宅に車を戻すための外出も可能な状態であり、その後も外出・外泊を繰り返している。
- (3)治療内容は入院を必要とするような内容ではなく、その他の検査や投薬治療についても外来通院で十分可能であった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院に関する経緯等を把握するため、申立人の事情聴取を行った。また、独自に第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考とした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本入院の治療内容が入院によらなければ困難なものであるとは認められず、医療記録等からは申立人の精神疾患の程度が入院を要するほど重篤なものであったかは必ずしも明らかではないものの、ある程度の期間は入院の必要性があったとも推測され得ることから、紛争の早期解決の観点も併せて、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。